

## 益田市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)6月23日(水) 13:30~15:15  
開催場所 EAGA 3階 大ホール
  
2. 出席 農業委員(10名)  
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 5番 大庭 清  
7番 田中 綾 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 13番 柳田 継男  
14番 豊田 浩 16番 西川 友史
  
3. 欠席 農業委員(6名)  
4番 吉村 太 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 11番 谷本 大輔  
12番 豊田 志摩 15番 宮川 有衣
  
4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)
  
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)  
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一  
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美  
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲  
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介  
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光  
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕
  
6. 提出議案  
議第 64号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第 65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第 66号 農地法第5条第1項の規定による許可後の  
事業計画変更申請について  
議第 67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第 68号 農地でないことの確認について  
議第 69号 農用地利用集積計画の決定について  
議第 70号 農地等権利移動制限特例区域設定について  
議第 71号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
報第 61号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第 62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第 63号 農地の埋立届出について  
報第 64号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について  
報第 65号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する  
届出について  
報第 66号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 12 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、9 番の北條義洋委員、10 番の篠原栄次委員、よろしくお願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として、農業委員の過半数の出席とし、その他の農業委員、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、美都町笹倉の畑 2 筆 674 m<sup>2</sup>です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地の隣接に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から判断しまして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>田中綾委員</p>	<p>7 番の田中です。先月の現地確認時に譲受人に聞き取りをしたところ、今後しっかり耕作していくとのことですので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは許可といたします。次に「議第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、東町の畑 1 筆 204 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番の大畑です。現地確認は 6 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は東町の〇〇の近くです。〇〇年頃から、庭や進入路として使用されています。始末書、土地改良区の意見書も添付されており、適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番と 3 番は関連がありますので一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番 土地の所在は、横田町の田 2 筆 383 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、個人住宅及び倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>整理番号 3 番 土地の所在は、横田町の田 1 筆 36 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、物置で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水はありません。 既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番の北條です。2番と3番を一括で説明させていただきます。6月14日に領家推進委員と〇〇と現地確認を行ないました。場所は横田町の〇〇に〇〇がありますが、その近くです。申請人は2番と3番別々ですが、〇〇といった関係です。この度、申請人の〇〇が〇〇という話になったところ、地目がまだ農地であるという事が分かり申請が出されたようです。〇〇年頃に、家や倉庫を建築されたようで、始末書が添付されています。土地改良区の意見書も添付されています。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の田及び畑2筆 803㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>変更前の転用目的は料亭、駐車場及び居宅で、事業が行われなまま転用事業者が別の場所に移転したため、このたび承継者が住宅及び駐車場を新築したいとのことで事業計画の変更申請を提出されたものでございます。</p> <p>なお、この件に関しては、このあと、議第67号の整理番号2番で審議される予定となっております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は6月11日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇の近くです。変更前の目的が無くなったため、住宅を新築するそうです。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の田 1 筆 981 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 6 月 11 日に大畑委員と 2 人で行ないました。場所は〇〇がありますが〇〇を挟んで反対側です。申請は宅地造成をするものです。この件は農地委員会で協議がされています。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の田及び畑 2 筆 803 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 6 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請</p>

<p>会長</p>	<p>地は〇〇の近くで、申請は個人住宅と駐車場を設けるためです。排水は合併浄化槽を設置します。周囲は宅地になっており、適当であると判断しました。</p> <p>3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の田 1 筆 565 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、駐車場及び集配所兼事務所で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番の大畑です。現地確認は 6 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は乙吉町の〇〇の位置で、〇〇年頃から使用されています。土地改良区の意見書も添付されており、適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>4 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 2 筆 332 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番の又賀です。現地確認は 6 月 11 日に大畑委員と 2 人で行ないました。この件は先月の総会で隣接地について宅地造成で許可がされましたが、同じ譲受人が隣接地を宅地造成するといった内容です。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>

会長	5 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1 筆 211 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番の大畑です。現地確認は 6 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は中島町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を新築するため、上下水道の完備されているところであり、適当であると判断しました。
会長	6 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 6 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1 筆 184 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1 番の又賀です。現地確認は 6 月 11 日に大畑委員と 2 人で行ないました。場所は〇〇の近くです。隣接地は住宅が建っており、区画整理された場所であり問題はないと思います。よろしく申し上げます。
会長	7 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 7 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1 筆 184 m<sup>2</sup>です。</p>



<p>会長</p>	<p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。        転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。        排水は、公共下水道に接続します。        資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。        ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。現地確認は6月11日に大畑委員と2人で行ないました。場所は〇〇の近くで先ほどの6番の隣接地になります。先ほどの6番の譲渡人と同じ譲渡人ですが、別の譲受人が個人住宅を新築するとのこと。問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>8番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号8番        本件は、所有権移転に係る許可申請です。        土地の所在は、かもしま北町の畑2筆 1,055㎡です。        都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。        転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。        排水は、公共下水道に接続します。        資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。        ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。現地確認は6月11日に大畑委員と2人で行ないました。場所は〇〇の近くです。譲受人が貸集合住宅を建設するそうです。問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>9番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号9番        本件は、所有権移転に係る許可申請です。        土地の所在は、かもしま西町の畑2筆 500㎡です。        都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。        転用目的は、倉庫及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。        雨水は、既存の側溝に流します。排水はありません。</p>

	<p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番の大畑です。現地確認は6月11日に又賀委員と2名で行ないました。申請地はかもしま西町の〇〇の近くで〇〇の隣です。申請は倉庫及び駐車場を設けるため、隣接農地の承諾書が添付されています。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>10番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 10 番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 111 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>3番の須藤です。現地確認は6月19日に澁谷推進委員と2人で行ないました。場所は〇〇から〇〇に100mほど行った所になります。譲渡人と譲受人は〇〇であり、譲受人が家を建て農業をしたいということです。土地改良区の意見書、隣接農地の承諾書も添付されており問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>11番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 11 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、西平原町の畑 1 筆 148 m<sup>2</sup>です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。</p>

<p>会長</p>	<p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>5番の大庭です。6月21日に三浦推進委員と現地確認、申請人から聞き取りを行ないました。場所は〇〇から〇〇へ向かう〇〇に〇〇がありますが、その隣になります。長い間農地としては利用されていない場所です。駐車場がないということから駐車場として利用したいそうです。一段高い農地となっており、雨が降った場合大丈夫かどうか確認をしています、きちんと対処するということであり、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は11件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>2番の東町の件について、個人住宅と駐車場にするということですが、面積がかなり広いと思うんですが、個人住宅を建てる際に面積の上限か何か制限はなかったでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>個人住宅の場合概ね〇〇というのはありますが、添付されている配置図を確認したところ駐車場の面積が大きいのと、位置図を見てもらえれば分かりますが、土地がいびつな形となっています。そのため全ての面積が有効に利用できるわけではなく、配置図とあわせてこの面積配分で妥当であると判断しています。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>そこへ元々の計画通りに建てていたとしても、それは出来たということなんでしょうか。その申請地の中で収まっていたということなんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>変更前の申請も確認していますが問題はありませんでした。実際は奥の方が使えない状態ですので、手前の方に住宅と駐車場をつくるということで、概ね〇〇として判断しています。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>大庭清職務代理 会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>他にありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一つお聞きしたいんですが、10番の飯田町は第1種農地ではなくて、第2種農地なんでしょうか。</p> <p>農林水産課に確認したところ飯田町ではあるんですが、一部農用地区域でない</p>

須藤寿人委員	場所があり、今回の申請地はそこに該当しているため、第2種農地としています。
会長	私も本人にも確認をしていますが、第2種農地だそうです。
	分かりました。
	他にありませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。
	(はい、の声)
	それでは許可といたします。次に「議第68号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	<p>同じ申請者であるため、一括して説明します。</p> <p>整理番号1番</p> <p>申請地は、川登町の5筆 2,438㎡です。昭和40年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>整理番号2番</p> <p>申請地は、川登町の1筆 224㎡です。農地法施行以前の昭和20年頃より、宅地として利用しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
豊田浩委員	14番の豊田です。6月19日に岡崎推進委員と現地確認を行ないました。申請地は川登町の〇〇で、〇〇を渡り50mほど行った所に位置しています。整理番号1番については山林化しており、整理番号2番については昭和20年頃より宅地として利用されており、農地への復旧は困難であるという状況を確認しました。よろしくをお願いします。
会長	本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
大庭清職務代理	現地を見てないのでわかりませんが、位置図を見ると住宅地に近いように思いますが、どのくらい離れているのでしょうか。

事務局	住宅の裏と、橋を渡ってすぐの所がありますが、200mくらいは離れた所で、申請地周辺は申請人の家しかなく、すぐ後ろが山となっており、山を背負っているような場所となっています。
大庭清職務代理	今回の申請では問題ないと思いますが、住宅近くで非農地が出る際には、他のものへの利用があると懸念されるので気を付けていく必要があると思います。
事務局	分かりました。
会長	関連でお聞きするんですが、住宅の近くで完全に山林化している場合に非農地証明願が出た場合、非農地かどうか判断する上で最終的には現況で判断するので、農業委員会としてしっかりと判断していかないといけないと思うんですがどうでしょうか。
事務局	非農地かどうかについて、事務局だけで判断が難しい場合には委員さんに事前に協議し、判断しているものもあります。
北條義洋委員	非農地の宅地の方ですが、転用ではなくて非農地なんですか。
事務局	この件については、農地法施行以前である昭和 20 年に建設されているということで、追認等の転用の手続きをせずに非農地証明で対応しています。
北條義洋委員	分かりました。
会長	他にありませんか。  それでは無いようですので採決いたします。「議第 68 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)  それでは許可といたします。次に「議第 69 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本日は農地利用最適化推進委員について欠席としておりますため、代理の委員が説明をいたします。それでは説明をお願いします。
事務局	今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 2 件、再設定が 1 件の合計 3 件ございます。それでは、利用権設定の新規を説明いたします  整理番号 1 番 申請地は、喜阿弥町の 2 筆 合計 1,303 m <sup>2</sup> です。4 年 6 ヶ月間の賃借権設定で

	す。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
柳田継男委員	13番の柳田です。現地確認は6月6日に宮内推進委員と行いました。耕作者の変更に伴い農地中間管理事業を活用して利用権設定するものです。きれいに管理されており、問題はありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	整理番号3番 申請地は、匹見町紙祖の畑4筆 合計6,795㎡です。5年間の賃借権設定です。
会長	渡邊推進委員の代理で説明をします。現地は匹見町の〇〇というところで、〇〇したところです。Iターンされた借受人が〇〇栽培をするとのこと。問題はないと思います。
	本日は再設定を含め3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
北條義洋委員	参考までにお聞きしたいんですが、〇〇は全体でどのくらい活用されているんですか。
会長	全体面積のうちの20%か30%くらいであると思います。当初は建設業の方が随分と入っておられましたが、現在は撤退され、ほとんどが個別形態の生産者のみで生産をされています。地元の方は自分の土地を持っている方が多いため、〇〇へあがられる方は少なく、20%か30%くらいの稼働となっています。
北條義洋委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第69号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。
	(はい、の声)
	それでは許可といたします。次に「議第70号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号1番

	<p>申請地は、川登町の田 3 筆 659 m<sup>2</sup>です。申請地が所在する中西地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、所有者が高齢となり耕作管理できなくなったため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることを見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
豊田浩委員	<p>14 番の豊田です。6 月 19 日に岡崎推進委員と現地確認を行ないました。周囲には買受予定者の自宅が一軒あるだけで、そこにほぼ隣接した形でこの 3 筆の農地があります。農地は保全管理の状態でした。道幅が狭く、道より低いため、作業効率が悪そうであり、担い手への集積対象にはならないと思われます。そのため買受予定者でしか管理がしづらいのではないかとも思われます。権利移動によって地域の農業担い手へ影響を及ぼすことはないと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
大庭清職務代理	<p>特例区域の設定ということは、買受予定者が下限面積ほどの農地をもっていないということですか。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
大庭清職務代理	<p>買受予定者の耕作機械等の状況というのはわかりますか。</p>
事務局	<p>機械の保有状況等、確実に耕作できるかについては、今月特例区域が設定され、来月の総会において審議される農地法第 3 条の許可申請の中で審議されることとなります。</p>
大庭清職務代理	<p>買受予定者は他にも耕作はしているんですか。</p>
事務局	<p>ご自身の所有地のみです。</p>
大庭清職務代理	<p>水稲とかはやられていないんですか。</p>
事務局	<p>していないかもしれません。</p>

<p>大庭清職務代理 会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>特例区域の設定をするということは、その後、農地法第3条の許可申請をする事になると思います。考え方は難しいですが、今回は特例区域の設定をするかしないかということになりますので、農地法第3条の許可をするかどうかとは切り離して考えていただいて、ご審議いただければと思います。</p> <p>他にありませんか。</p>
<p>又賀保委員 会長</p>	<p>担当地区の委員が本人に耕作の意志の確認をして、耕作をすると言えばするという認識でよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>他にありませんか。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>特例区域の設定はいつまで有効なんでしょうか。</p> <p>特例区域の設定は基本的に翌月に農地法第3条の許可申請があり、翌年の農地パトロールにおいて耕作をしていることが確認されれば、その年度末に解除の告示をします。そのため概ね1年となります。</p>
<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第70号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第71号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(事務局長より説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>北條義洋委員</p>	<p>担い手への農地の利用集積・集約化のところで、農地の出し手は多いが受け手が不足している、とありますが私たちの地域では受けれるものは受けるという考えなんです、確かに出し手は多いんですが、圃場整備がはいていないと耕作</p>



	<p>条件が悪かったり、圃場整備をしても圃場が小さすぎたりといった現状があり、そのため受けれないといったこともあります。なのでもう一步踏み込んだ意見を組み込むことはできないのでしょうか。現状のままでは変わらないと思いますので、今一度踏み込んだ意見を組み込んでもらえたらと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>圃場整備等のことについてはどうしても予算措置が必要となることもあり、すぐ書き加えることはできません。今後に向け、整理していけたらと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>田中綾委員</p>	<p>40代以下の農業就業者数が令和2年度は18人なのに対し令和3年度は98人に増えているんですが、これは急に若い人が増えたということなんでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>単純な間違いと思いますが確認してみます。ありがとうございます。</p>
<p>田中綾委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>これは公開するんですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>公開します。公開前に県の方へ報告します。その際に県からの指摘があれば、再度修正して公開するという流れになると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>分かりました。</p>
<p></p>	<p>他にありませんか。</p>
<p></p>	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第71号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は原案通り承認としてもよろしいですか。</p>
<p></p>	<p>(はい、の声)</p>
<p></p>	<p>それでは承認とします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報第61号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について届出件数は、13件です。すべて相続者が管理されます。</p>
<p></p>	<p>報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について届出件数は、1件です。解約の理由は、耕作不便のためです。</p>
<p></p>	<p>報第63号 農地の埋立届出について</p>

会長	<p>届出件数は、2件です。</p> <p>整理番号1番 土地の所在は、乙子町の3筆 合計3,637㎡です。埋立後は畑として利用されます。</p> <p>整理番号2番 土地の所在は、多田町の1筆 827㎡です。埋立後は畑として利用されます。</p> <p>報第64号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について</p> <p>届出件数は、1件です。土地の所在は、遠田町の4筆 合計6,025㎡です。施工者は島根県で、工期は令和3年6月1日から令和5年3月31日です。</p> <p>報第65号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について</p> <p>届出件数は、2件です。</p> <p>整理番号1番、2番、届出人が同じですので一括します。所在地は川登町で整理番号1番は農業用倉庫、整理番号2番は農業用道路として利用するための届出です。</p> <p>報第66号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>所在地は、長沢町の21筆 合計8,848.91㎡です。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、申し出により現地を確認したものです。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第12回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	---